

職務発明規程

1. 職務発明

職務発明とは、従業者等が、その職務の性質上、使用者等の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為がその使用者等における従業者等の現在又は過去に職務に属する発明と定義されています（特許法 35 条 1 項）。

＊「使用者等」とは、使用者、企業などの法人、国又は地方公共団体をいいます。

＊「従業者等」とは、従業者、法人役員、国家公務員、地方公務員をいいます。

実用新案法や意匠法は特許法を準用し、種苗法は類似の規定を定めていますが（種苗法 8 条）、商標にはこのような規定はありません。

特許法上、以下のような効果が発生します。

職務発明について特許を受けたとき、又は特許を受ける権利の承継人が当該発明について特許を受けたとき、使用者等は当該職務発明について通常実施権を有します。

契約等の定めがあれば、あらかじめ、従業者等に帰属した特許を受ける権利を使用者等に取得させ、又は特許権発生時に同権利を使用者等に承継させることなどもできます（特許法 35 条 2 項）。また、契約等で定めれば、発明完成時に、従業者等に帰属させることなく、特許を受ける権利が使用者等に直接・原始的に帰属させることも可能です（同 3 項）。これらの場合、従業者等は相当の利益を受ける権利を取得します（同 4 項）。

2. 職務発明規程の必要性

特許法上、契約、勤務規則、特許管理規程等に定めがなければ、「あらかじめ」職務発明について特許を受ける権利を使用者等に承継又は原始的に帰属させることができません。また、職務発明の届出、管理、相当の利益に関する事項等や外国における出願権（特許を受ける権利に相当する権利）の取り扱いを定めておく必要もあります。

なお、相当の利益について定めがない場合や職務発明規定が不合理な場合は、相当の利益の内容については様々な事情を考慮することになる結果（特許法 35 条 7 項）、使用者等にとって想定外の支払義務を負うこともありますので、経済産業省が提供している指針に従って合理的な定めを設定しておくことが肝要です。

このように、職務発明に関する契約等は、各種社内手続き、発明や権利の管理等を定めて社内運営を円滑にするとともに、従業者等とのトラブルを抑制する性質を有しますので、個々の契約よりも、一元的な取り決めが望まれます。

3. 職務発明規程の例

(1) 目的

(2) 定義

職務発明（職務考案、職務意匠）、対象者、権利の種類等、必要な事項について定義をまとめて設けておくと、確認するときに分かりやすくなります。

(3) 届出・職務発明の認定等

発明の届出方法や職務発明の認定について規定します。発明を完成させた者、支援者、届出記載事項、届出方法、職務発明の認定プロセス、認定機関等について定めます。共同発明の場合は発明に対する貢献度（持分割合）を定めますが、他法人と共同している場合は当該法人との間の契約書等を確認しておく必要があります。

(4) 権利の帰属・処分等

権利の承継や処分について規定します。法人等に原始的に帰属させる場合はその旨、あらかじめ発明者から特許を受ける権利を承継する場合はその旨、どのような場合に原始的に帰属させるか、職務発明以外の場合の取扱い、また出願の有無、特許や意匠等の出願の種類、取下げ、対応する外国特許に関する取り決めなどの規定を設けます。

(5) 発明者の権利・対価等の決定

- ・発明者には特許願に発明者として記載される権利があります。
- ・対価等は、ストックオプションの付与、留学、昇進等の金銭以外のサービスも含まれます。対価の算定方法、決定機関、支払時期、支払方法、発明者からの意見聴取や発明者の異議申立権などを規定します。

(6) 発明者の義務および責任

- ・発明者および当該発明に関する知識を有する者（以下「発明者等」といいます。）は、退職前後および社内外を問わず、守秘義務を負う者を除き、原則として一切口外しないよう守秘義務を課す規定を設けます。
- ・発明者等は、無断で当該発明をいかなる態様で発表することもできない旨規定します。
- ・発明者等は、当該発明について特許を受ける権利を第三者に無断譲渡し、無断出願し、無断実施許諾をしてはならない旨規定すると良いです。
- ・当該発明を明細書に文書化するときに確認や譲渡書類への署名等、発明者等は使用者等に協力する義務を負う規定を設けます。

(7) 適用時期・規定の改定

以 上

お問い合わせ

○契約書レビュー

契約書のレビューも賜ります！お気軽にご相談ください！

<https://www.harakenzo.com/jpn/contact/index.html>

○その他知財関連契約

その他の知財関連契約にご関心のある方はぜひこちらもご参照ください！

https://www.harakenzo.com/jpn/contact_consul/